

第4節 保険会社に係る規制緩和の実施

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）に基づく検討などを踏まえ、保険会社に係る規制改革を実施するため、保険業法施行規則等について、主に次のような改正を行い、14年4月1日に施行した。

- ① 子会社の判断等にあたって、議決権としてカウントしない株式等として、「ベンチャーファンド類似の民法組合の非業務執行組合員となり、組合財産として所有する株式等」などを追加した。
- ② 投資信託販売支援業務について、保険会社の子会社等である保険代理店においてもその他代理店と同様に行い得ることとした。
- ③ リース業務を行う子会社の業務範囲について、主としていわゆる「ファイナンスリース」を行っていることを条件に、他のリース業務まで拡大した。
- ④ 「主として行う」基準は、告示において、リース収入全体に占める「ファイナンスリース」の収入の割合が50%以上であることとした。
- ⑤ 告示において、保険会社の従属業務を営む会社に係る親会社等からの収入依存度を現行の原則90%以上から50%以上に引き下げた。